

新規申請受付期間と初回配達月（R7年度）

■ 偶数月配達エリアの方 ■

申請受付月の翌偶数月に配達

新規申請受付月	初回配達月
R7.4月	R7.6月
5月	6月
6月	8月
7月	8月
8月	10月
9月	10月
10月	12月
11月	12月
12月	2月
R8.1月	2月
2月	4月
3月	4月
4月(予定)	6月(予定)

◆ 奇数月配達エリアの方 ◆

申請受付月の翌奇数月に配達

新規申請受付月	初回配達月
R7.4月	R7.5月
5月	7月
6月	7月
7月	9月
8月	9月
9月	11月
10月	11月
11月	1月
12月	1月
R8.1月	3月
2月	3月
3月	5月
4月(予定)	5月(予定)

- 配達エリアについては、「町名別配達エリア一覧表」を御参照ください。
- 決定（却下）通知書は、申請を受け付けた月の翌月初に、住民票上の住所に送付します。
- 紙おむつ等は、2か月分を配達月の月初から月末にかけて随時お届けします。
- 変更等の受付期間は、配達月の前月15日(土日祝日の場合は、直前の開庁日)までに、長寿福祉課まで御連絡をお願いします。
なお、高松市ホームページ内のリンク又は二次元コードでの変更申請については、土日祝日に関係なく配達月の前月15日まで受付します。

«お問い合わせ先» 〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号
 高松市健康福祉局 長寿福祉部 福祉事務所 長寿福祉課 在宅福祉係
 電話:087-839-2346 FAX:087-839-2352